

## 本年4月から、短時間労働者の適用対象が広がります

- 平成29年4月1日から、厚生年金保険の被保険者数が常時501人以上の企業に勤務する短時間労働者<sup>※</sup>に加え、被保険者数が常時500人以下の企業のうち、次のアまたはイに該当する事業所に勤務する短時間労働者も厚生年金保険・健康保険の適用対象となります。

### 【新たに適用拡大となる事業所】

次のア又はイに該当する、**被保険者が常時500人以下の事業所**

- ア. 労使合意（働いている方々の2分の1以上と事業主が社会保険に加入することについて合意すること）に基づき申出をする法人・個人の事業所
- イ. 地方公共団体に属する事業所

※ 勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～④全ての要件に該当する方

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④ 学生でないこと

- 「被保険者数が常時501人以上の法人・個人の事業所」、「労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所」及び「国・地方公共団体に属する全ての事業所」で、短時間労働者に該当する方を採用された場合は速やかに**短時間労働者の資格取得届**を提出してください。

### 【労使合意に基づき申出をする場合の手続きについて】

- ・平成29年4月以降、労働者の同意を得たことを証する書類（同意書）を添付の上、本店または主たる事業所の事業主から「任意特定適用事業所 申出書／取消申出書」<sup>※</sup>を提出してください。
- ・「任意特定適用事業所 申出書／取消申出書」<sup>※</sup>、「同意書」の様式及び労使合意にかかるQ & Aは機構ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

※2月の事業主の皆さまへのお知らせでは、「任意特定適用事業所該当／不該当申出書」と仮称いたしました。正しくは「任意特定適用事業所 申出書／取消申出書」となります。

- 短時間労働者の資格取得届等の各種届出様式および短時間労働者の適用拡大に関するQ & A集についても、機構ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。また、適用拡大の詳しい内容については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

# 年金を受給しながら働いている短時間労働者の方へご案内ください

## 在職による年金の支給停止

- 老齢厚生年金を受給している方が、短時間労働者として被保険者になった場合などに、年金の一部または全部が支給停止となることがあります。(在職支給停止)

## 平成 29 年 3 月 31 日以前からお勤めの障害者または長期加入者の 特例措置対象者への経過措置について

- 老齢厚生年金を受給している 65 歳未満の方のうち、障害者<sup>※1</sup>または長期加入者<sup>※2</sup>の特例措置対象者が短時間労働者として被保険者になると年金の定額部分(加給年金額が加算されているときは、加給年金額を含みます。以下同じ。)が全額支給停止となります。

※1 障害の状態(障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度)にある方

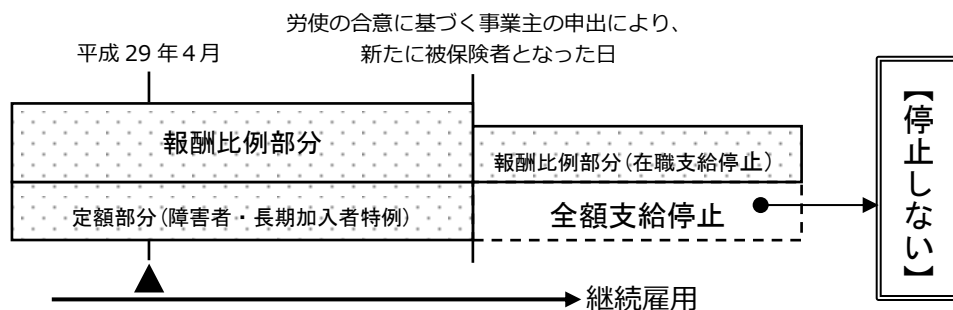
※2 厚生年金保険の被保険者期間が44年以上ある方など

- 今般、この定額部分の全額支給停止の措置について、

- ①平成 29 年 3 月 31 日以前から障害者または長期加入者の特例措置該当の年金の受給権者で、
- ②平成 29 年 3 月 31 日以前から引き続き同一の事業所に短時間労働者として働いている方が、
- ③勤め先の会社において労使の合意(働いている方々の2分の1以上と事業主が社会保険に加入することについて合意すること)に基づく申出<sup>※3</sup>が行われ、被保険者になった

※3 ただし、平成 30 年 4 月 30 日までに申出を受理した場合に限ります。

場合に、被保険者の資格を喪失するまでの間、定額部分の支給停止を行わないこととする経過措置が設けられます。



### ※4 【地方公共団体にお勤めの方】

地方公共団体に属する事業所(被保険者数が常時 500 人以下の事業所に限ります。)で短時間労働者として働いている方についても、上記①および②に該当し、平成 29 年 4 月 1 日に被保険者になった場合には、同様の経過措置が設けられます。

- 経過措置の対象となる方が、所定の届書に必要な事項を記載のうえ、お近くの年金事務所へご提出いただくことで、定額部分の支給停止が解除されます。

※なお、平成 28 年 9 月 30 日以前から、厚生年金保険の被保険者数が常時 501 人以上の企業に短時間労働者として働いており、平成 28 年 10 月 1 日に被保険者の資格を取得した方は、既に、平成 28 年 10 月に設けられた経過措置の対象となっております。

ご不明な点がございましたら、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構ホームページではお近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>